

「帯広市児童保育施設」指定管理者の指定結果

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり本市の公の施設に係る指定管理者に指定します。

1 公の施設の名称及び位置

名称	位置
川西保育所	帯広市川西町西 2 線 59 番地の 7
広野保育所	帯広市広野町西 2 線 150 番地
愛国保育所	帯広市愛国町基線 37 番地
清川保育所	帯広市清川町西 2 線 125 番地の 25
ことぶき保育所	帯広市昭和町東 1 線 108 番地の 6
富士保育所	帯広市富士町西 3 線 53 番地の 2

2 指定管理者

帯広市西 15 条南 40 丁目 2 番地 1
社会福祉法人 帯広保育事業協会
理事長 吉田 信代

3 指定期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで